

# (公財)埼玉県産業振興公社 補助金のご案内

## 令和8年度社会課題の解決に資する試作品実証補助金

県内の中小企業が、社会課題の解決と社会実装に向けて新たな技術(デジタル、バイオ、マテリアル、カーボンニュートラル分野)を活用した試作品の実証等を行う取組を支援する補助金です。

### ○補助対象事業

(1)試作品の「実証試験」・実証試験に基づく「改良」の経費

【上限:100万円】

(2)(1)の内容に加え、試作品の「展示会出展・広告」にかかる経費

※(1)の取組みに加えて申請する場合のみ対象です 【上限: 50万円】

○補助率 10/10以内

### 対象事業者

・埼玉県内に登記簿上の本店、主たる事務所、製造拠点又は開発拠点のいずれかを有する中小企業※。  
※中小企業基本法第2条第一項に定める中小企業者。

### 対象事業

下記、①～④のいずれか及び⑤～⑨までの全ての要件を満たす事業とします。

- ① 既にある試作品の実証試験を行う取組。
- ② 既にある試作品の実証試験を行い、更に実証試験に基づいた試作品の改良まで行う取組。
- ③ ①または②の取組に加え、試作品の展示会出展や広告を行う取組。
- ④ 既に実施した実証試験に基づいた試作品の改良及び展示会出展や広告を行う取組。
- ⑤ 令和9年2月末日までに事業の完了が可能なもの。
- ⑥ 補助事業として採択後、補助事業の情報(企業名、事業テーマ、補助金額等)の公表が可能。
- ⑦ 同一の事業内容で国等の他の補助金等を取得していないこと。
- ⑧ 類似の事業内容で同一の申請者から複数の申請が行われていないこと。
- ⑨ 公序良俗に反する事業及び公的資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業でないもの。

(参考)本事業で対象となるのは、以下の領域(緑色)となります。(以下は一例です)

※試作品の実証試験、改良、展示会・広告の実施順は問いません。

※試作品改良のみ、展示会出展・広告掲載のみの取組は、本補助金の対象になりません。



### 受付期間

令和8年4月24日(金)から令和8年6月1日(月)17時(必着)まで

### 応募方法

詳細については、公社ホームページ及び補助金募集案内をご覧ください。

[https://www.saitama-j.or.jp/pages/339?detail=1&b\\_id=515&r\\_id=606#block515](https://www.saitama-j.or.jp/pages/339?detail=1&b_id=515&r_id=606#block515)



お問い合わせ先

公益財団法人 埼玉県産業振興公社 イノベーション創出支援グループ

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階

TEL: 048-857-3901

e-mail: [sentan@saitama-j.or.jp](mailto:sentan@saitama-j.or.jp)

